

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社タカチホと称し、英文ではTakachiho Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. みやげ品、民芸品の製造卸および小売
2. 百貨店業（酒類、たばこ、米穀、医薬品の販売を含む）
3. 飲食店業、古物売買業、遊戯場および駐車場の経営
4. 総合リース業
5. 損害保険の代理業および生命保険募集に関する業務
6. 不動産の売買、賃貸借、管理およびその仲介
7. 建築工事・内装工事の企画、設計、施工および監理等の請負業務
8. 公衆浴場の経営
9. コインランドリーの経営
10. 労働者派遣事業
11. キャンプ用品他のレンタル業
12. キャンプ場の企画及び運営
13. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を長野県長野市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、160万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求することができる。

(単元未満株式の権利制限)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが

できる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第 40 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 42 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

(令和2年6月26日改定)